源氏雛引抄

十三

乃曙文庫

若菜上

[illegible]氏三年九月[illegible]年一歳の
[illegible]細流[illegible]氏へ
[illegible]
院の[illegible]女[illegible]
[illegible]巻[illegible]
八深書[illegible]紀[illegible]
[illegible]紀[illegible]二年[illegible]
[illegible]我朝[illegible]紀神代巻[illegible]物語[illegible]
[illegible]物語[illegible]

下賤をも一しなべて相手をするなり四し
佛法にはトニカクテ孔多ニ孟子七篇トモニ上下ニワカテリ
法華経のみとなりぬるさ　仏法に行幸こん
故院天帝の御願ときこえよ寄ゆきかよ
ひみ兵部卿のみやとこそいへ
為義と申すこそ源氏にてをかるべきなる
延喜御時兼香殿女御正三位源の和子に光孝天皇
は源氏也女御の母は藤子諸子内親王二
人あり今の女三宮いとうつくしうおはす
御心なるにて　新國史曰仁和五年八年光孝天皇

月十七日於新造西山御願寺行光帝周忌御齋會
云々　今案西山なる寺とは仁和寺とて光孝
天皇の勅願寺にて仁和年中より御願にて
仁和寺とは号ぬ別当光孝天皇は一周忌の歌
命ぜられかのちなりて行ひ又宇多天皇は
延喜六十代醍醐元年十二月より法皇と仁和寺より遷ら御門は
年間堂を作らせ給ひ金剛界會三
摩耶形也又兼平の帝卒代朱雀院は天暦卒代村上六年三月十
四日家ありて写月の仁和寺より遷御ありし出物語の
為雅院は兼平の帝よりなすぐ〳〵てをはしどころも

みなもとの孝子を称して中ノ之ぐ
ぐ　花宮多の帝代　とハ中世家代後朱雀院
とゝ給り新年　辛未　後雀院　に年ゝ朱雀院御所の分ず
あり李部王記よりてゝ
この名代やうな
人の親ぬしやうあ孫子をとゝ子孫ようの
れ世ゝ同ゝ同ゝ思ゝかるしむびよ
ゝ世ゝ世ゝ時ゝ世ゝ　作法　朱雀院のみとの男女ゝいと男女ゝも源氏の
男色よむびよゝ　と若さに時ハゝ

上古ゝ物ゝ孫ゝ子ゝ女子ハ七歳ゝ

ゝ面倒ゝ

作法　詩経五巻廃国風南山篇ハ廃衰ゝ鳥獸ノ行ヲ
妹ノ文姜淫ス後ニ魯桓ゝ桓ゝ夫人トナスサレ猶嫂ス桓ゝ
知テ責ゝ之ゝ普植ゝハ夫人ト共ニ廃ニ行テ帰ラル、所ヲ
孰生　裏ゝ　ト云者ニ云付テ裏ゝ歩教テアル之叔夫人ハ
廃ニ久ク居テ我ガ子ノ莊ゝ即位サセテカラ文裏ゝ
ニヨリ合タリ大夫過是悪作是詩ヲ云ヘリ
載馳篇ハ廃人刺裏ゝ無礼義故盛其車服疾馳ス
文姜淫播其悪於万民

詩七巻陳國風東門之枌疾亂也幽公淫荒風化之所行男女棄其旧業嗤會於道路歌舞於市井間

孝経曰夙興夜寢七条兼所生

ものゆるさあるよんほうこの忠
孝をもつてもどさんとこそ
ひつぎをそでうちかへす女のすがたよハ海をとるれ疲
父母に若て媒ありてまゐらせさふき
ハ中は推もて女の男一生をまつ〻ど或配遇成等
そむきて男ありて海〻どもの妻が妻とおもてせばて
他人の妻をまつ〻とのの礼を礼〻方民のかく

とうしるるの故に者こをゆるしてこをあらをを
て参女を取て命刑れ中宮礼罷科よりあるるの媒
ゆるをと参女と号を
編三号曰女子生而願為之有家父母之心人皆有
父不待父母之命媒妁之言鑽穴隙相窺踰墻相
従則父母國人賤之媒妁ハ両方ノ姓ヲクミ分
ル之同姓ヲ要ザル法ナレ之媒謀合二姓ト注セリ
ものゝのんりるれて
三男唯一心永無
別法の理るれ若る面もんをるれてあるべき
ものゝるを也

着もかやうのうへにひ上ハ何ほとの人にも異なる様なし
けり母

付 正三位源朝臣潔姫者嵯峨天皇之三女也、天皇選聟未得其人、太政大臣正一位藤原朝臣良房初参之時、天皇悦其風操超倫、殊勅嫁之

儀よ物とやさらせけのえん

弄 篇てらうつしき銭よみつからむて儀よ物とそえさせられ
れのさのとす

付 李部王記云、天暦六年十一月廿八日昌子内親王初服袴、主上親結腰給、其膳物従御厨子所辨備之、朱漆臺四本以銀器備膳、同小臺二本以銀土器代備菓子

註 昌子内親王ハれいけいの例をとられ朱雀院の御女
則又冷泉院の后也とそ

かへ殿のよしありて　栢殿ハ栢梁殿とも（朱雀院にあり）

みしありてハ西對也西殿の住ひけり（栢ト柏ト同）

もろしれ后のかざりをありゆきて

付 五十六代 嵯峨天皇の御宇弘仁八年よ男女の衣服唐の法を用
ゐられし

註 周礼曰、王后六服、褘衣・揄狄・闕狄・鞠衣・展衣・褖衣（褖衣 縁衣）とそ長恨歌傳曰
又命戴歩揺垂金璫、明年冊為貴妃、半后服用之

付 歩揺トハ天冠ナリ、金璫トハ耳ヲ塞玉ノサガリ也と

[illegible]

李部王記曰 兼平三年八月廿七日康子円覚寺
喪服 戌一黙 喪着の腰帯 腰帯より一陳の
[illegible]
[illegible] 喪着腰帯をそなへ唐
朝より德爵遠の三乃中より一もあれハそなへ
[illegible] 德ハ道德なり爵ハ位し遠ハ老者
[illegible] 結髮 [illegible] 喪着ハ[illegible]髮
[illegible]の儀式あり
[illegible]

後拾遺の哥
[illegible]
[illegible]
大宮[illegible]
山のさす

河 李部王記云 天暦六年三月十二日 六年三月
十四日 晴 太上天皇 入道延暦寺座主権
大僧都 下畧 大上天皇上八六十一代朱雀院ナリ
天暦六年八月十五日 崩 壽三十歳
[illegible]車
西宮抄云太上天皇御行 供奉人 裝束 上皇乘車
随時 無定

櫃柳朱雀院初めて出し大内の時乗金餝桙柳今案唐庇のごとくなる出来きるなり

けふのあるとしかはりてはるの

世の人乃老をとりてせまうしかはりけり　朝忠集

いとへのたれ　五十二代嵯峨天皇大同四年四月即位あり

て在位十四年めの位を禅て嵯峨離宮に入り

廿年にて五十四代仁明の嘉祥九年に崩御ありし

院より世を捨てゝ出家三宮女潔姫のために尊とえ

らひ忠仁公を婿せしめ給ひし例をいとゝ

ゝりくとべきなるあるべし月日のゆく

ゝりかへるものあるゝ孫の年月と表するゝやうなる

論語九陽篇曰日月逝矣歳不我與

内親王一人　皇女を親王宣下あり内親王と号を又

皇子の出家を親王宣下あり一品親王と号を

せんゝのけぶん

朝覲行幸時主上御前物紫檀懸盤六本有打敷

等淺香懸盤可准之

ゝゝ　依御法躰被用之鉢とゝ應量器とゝ

宇多帝五十九代寛平法皇御出家の後正月三日朝覲行幸

のゝあ延喜帝仁和寺へ行幸ありし時いれ物靴を

撤去せられて又ゐ三年経て法皇
行幸同くれ給へと供せしもあり正法院の御
乃假りくのごとく在位の御乃礼は婚家の式あり
此物語は朱雀院の御の後に精進物のて此鉢を用
られ行る寛平法皇の昔乃孫をまのひ法へらんこと
師云 筍トハ一尺ト云義之靴トハ沓名之又手トハ手ヲ横ニ
カサネテ胸ニアテ、拜スルヲ云

前故院　弄

さ院の故院ともし

中くいとかさそ海さらあ　引かるる及

後撰　我かあはいとかくや成ぬん野中の清水ゆき面れ

ゆきされはてさてあつるれものこうしのる

世上のかうりみか偽ありいるうんのつすも偽よ

実ってあるとさぶもう強あるうものこうと

て世上ゑれ沙法すうるれ法るれいうう昔ら

あうりのく　孟子一梁恵王下篇曰尤右皆曰不

可勿聽諸大夫皆曰不可勿聽國人皆曰不可然

後察之見不可焉然後去之

正月廿六日子の日ゆうよたたるなの中方義来まうる法

正月の賀は多ふ子日を用ひ三月中の子日

来は去年ぐとてふんて去今の二仁和の帝みるあハ

しまうろ時分人よ若菜ひたる事

君が為春の野に出て若菜つむわが衣手に雪は降りつつ

是を例す髭ひげうつくしう源氏の子宮を寄らず

十二種の若菜　蕪菁　蔓草　蒯　月上　芹　蕨

菱　茗荷　水蓼　水雲　例若　芝　紅　コノ中ニ紅華

一説ニ蕪ノ重十行トアリ日本ニテ但馬國二方郡ハ蕪ノ大

ナル一二十行ニアニル葉亦長大ニテ人ノ多アリ

河海抄ニ白河院ヘ松を献ジタルトアリ又大弁記師遠ハ

紅ハ小大根ノ由ヲ云ルトアリ皆誤ナルヘシ玉篇曰紅ハ思雄

切蕪菁也トアリ師説

七種ノ若菜　蕨　蘩蔞　芹　菁　御形　須々代

佛座　延長二年正月ヲ五日甲子天子醍醐四十御賀

父上皇　年九代　宇多　被敵之於紫宸殿有其儀家女調

和若菜義ニ依進ス　コヽ宴ヲ正月の子日若菜を用

ふるを例す

かべちろ　至德記云汚壁と書ク壁一間ヲ亘て懸ル

汚ヘ和秘抄云白汚を帷帳のやうにてかゝるなり

けうく　脇息　挾息トモ延喜御記云荷脂太原子三脚

其上ニ立沉香挾息ヲ〳〵

かゝげめたこ　至德記云搔上答と書ク鬢掃ヲと入る

ものゝ鬢をかくとて

物ずきかゝるひとも多くはべり

至德記云 掉歌の花金瓶すゑて作法とて

かゞくとうちひろうもよのまはりをたてもはべりきを

河

栄花物語云 上東門院ゝ六十賀おこなはるゝ

付みはらゝ

法性寺入道前太政大臣

かゞくゝるゝ今ゝ世ゝ奥山の苔ゝ松ゝゝ年とつもりし

ものゝゝそゝぐゝりひゝりのゝゝゝ

献物籠物西義也

花ゝ

外記云 延長 年代 二年正月廿五日 澄賀中務卿 敦

慶親王以下兼輔朝臣執捧物惣丈捧 孝廉之類或是預養之物感ニ小

籠置掛 折枝

次侍從以下執折擔物惣丈捧 果子等之類也 入自日華

門列ニ立 庭中ニ列 親王以下参議以上一列 ハ五位

望卒膳部入自月花門受捧物出自同門

陪膳の三年四年は数のまを四とゝ詞そえて為也

又三年六人は公卿をみそちあまり六のゝゝ人ゝ

仏の三年二相をみそちはまり二のとゝゝも奇にゝ

めり四年殿上人の日文也

ゝゝかの物忌云 乃提

ゝゝの三年の義一ゝゝ

ぞやしぞん　何　西文撰云　紗殿累代御物在簡陽殿

恒例御物紗織人形

吉柳あるひ行

吉柳を片糸よりてとけや苔のとけや

うひかのあるとけや梅の花ちさや

左うれ人しりの行

吉柳を片糸よりて苔のとけや梅の花ちさや

はやをかのとくうつくしく

かるそへうせ給うる源のつけて

花かるそへうせ給うる源のつけて

軍せうる所院うる院ひて物うまうる給ひかるも例上

ハ院ひうる事れ　細　院下の礼ふうる車をとまる源

今源氏ハ左上天皇ハ給れ給ざるまきうる礼源氏

礼早下してうる　源　うるうる釈迦とうる

うるる釈迦ゆくさ礼王者ハうるして釈迦せ

じうる傳ニ曰王者尊無体敵義故不親迎うる

礼義とうるゆるハ他大姒をもうるゆる対妃

うづる滑の法ゆさ釈迦うる礼と鄭玄が記うる

王者の礼を法うして万民ものうるす

むこれ物の名　俗うる系呂我家の詞大名といふ人を

賞して詩を詠じ　一禅

月よりも　何　貴之集女のりとをとこもてうるなり

秋霧はれ　白氏文集　庾樓

月のすまでのるはかりとなれはしく出てうし

いつかとて　何

ふるあり　何

梅の花

梅の園　梅の花

狐狸　白氏文集　庾樓

眺望子城陰處猶殘雪衙鼓聲前未有塵

子城ハ北方城ノ衙ハ衙府ノ守護ノ公事ナド聞ル鼓

早天ニ人不通ヲ塵モナキトミ庾ハ人ノ名ヲ

紙上ハ方ハカリ通シ

中ヲ　何

ふりて　何

詩ハ待体ト

ふりて　何

梅の花ありとや　何

梅よりて　梅の匂ひを梅よく

梅の香は梅の花より白せて柳が枝よりさせてゐる
かぐそかくれなくしるみちのくの
ちゝめ谷のつるみとはしらしとゝもよまれあり

師云 子曰君子之人偽の子を教ふるくらいなるべき
いとゝもすれば流れいるを礼とあること
孟子曰飽食暖衣逸居而無教則近於禽獸
小学ノ五康節邵先生誡子孫曰上品之人不教而
善中品之人教而後善下品之人教亦不善
つゝしみなれば山後の人ゝ

やうに成ぬるなり
人のかゝやくやうに侍るもよろこばしきなり
人のうらみをいとゝうるはしくなるべし　撰士元
多くのごとく人あるいてはうるはしくなるべし

師云 論語三公冶長篇子曰已矣乎吾未見能見其過
而内自訟者也　注自訟者口不言而心自咎也内
自訟則其悔悟深切而能改必矣云　論語六顔淵
篇子曰内省不疚夫何憂何懼　註疚病也由其平
日所為無愧於心故能内省不疚而自無憂懼耳
可邇以為勇而忽之也

岩もる水にうつりて今はまことにすみしものよへいふことや
村雨の秋の今夜ぞよるもあらしぬれてこそゆかめや
此おなじ所にしかるべき身をしたしみまいらすると
あまたぞしらず
和泉なる信太の杜の葛の葉も千枝にわかれて物をこそ思へ
されば左様にちゝさりとかやかなさは
朧月夜もかくしくさもしきへ源氏の君に
りしまゝに沢立しても物けの末の打かへり遊之
と源氏をさることは源氏より知りそめて今またそのかひ
新またまの物ぐりせぬ不祥なることをかへりみて
して人の心もえだになつかしめての事なれど是に於る志
まさずして君子は二つびあやまらせぬ事にてあり
まことに分明なれ存りく道理なれどもしも人の数
飛之さように世に縦ぎ源氏のひありけるかく
きこえし彼らは則源氏をそしり奉る詞と春秋の
文淫しく春秋僖公十一年夏公及夫人姜氏會齊侯于陽穀
注云ヨシクリタル婦人送迎不出門見兄弟不踰閾与云
倶會齊侯非禮
玉藻によりてふかきの思ひく
春日池の玉もかづく鳥もそのつるになれもする作
人丸とも書へり

ゐるひぢうが海松布かし称で海士は涙のうらみかん
付 平仲定文が女よんどころなくしれかねて
硯の水入を持て目をぬらし涙の色しと母知り
て墨をすりその水入へいれおきしてみしを
ぬらしそふ面まつくろに成母
我身をつくしし親君がうらみも人にすぐれ給ひしきう
人母と縁きれ別の母にかゝりしもの叔母の猿を
形見として男子につかひし面を墨にすりて見ゆ
より赤猿記の巻にあり　平仲は定文なれ源氏は花の
洞見えよのんせされども花の方はんに似たるさま

ゆへ平仲と名せり
年月をかさねて海を越えませんとおもひ源氏
付 かくれなきありとはきけど我身の闇をさめぬ我涙かな
かよひつゝやすからぬおもひせまりし人の
朧月夜をたまへしすゝ源氏之史記の文之
むかしの夜のえん　花の宴の巻にあり朧月夜
は又右大臣の五の君の花のえんにまねかれて
源氏を招きしなり
その折はとりつけ給ふ　春の宴に源氏のえんし碑
として扇をとりかへてさるをうち給へて

強く女を勝月衣と知て几帳こしにまとゝ
らへてうちみやりせり
あけすまにまてもあけつゐに宮の夜すゝ
夜を剛ぬたとふるや
古今
うち添えに見もうれしき思ひまかぬ世の中まへ
さぬせてふさもさぬふらぬれきをいへもえし　劣之　とふ
むかしを今にはなさんと
伊勢物語
古のしづのをだまきくりかへしむかしを今になすよしもがな
さかりの身にはなすまうつのとこうつろひあかつゝ
古今序曰逸者其声楽怨者其吟悲

古今かど幸けもそのつゝ出しころのかねとかはゆく
いはゞまじらひとみずくおもしろく世にもかゝるならはり
仲子
なんは明らかにして理ある之万民五欲にあらあし
きり
志義不義をして身をほろぼしぬる之眼
耳鼻舌身意がなんの命をうけてなんの理のまゝ
おもてをさきとす此不才一代
おもしろし　　以前詞升
梵網
我が常となむ吉祥にしてはいはかなしきをいせあ
さつきの経ちんぐうちんやすゐ経
河言
金光明最勝王経十巻　金剛般若波羅蜜経一巻

佛說一切如來金剛壽命陀羅尼經一卷　壽命經也

もんぜんのもろもろのぞくしてと例のごとくして

養和元年　七年十二月十七日陽成院中務卿賀茂の西の

新出屋三間三螺鈿倚子

一　移云　主上　上皇　女御　侍　源氏　右大臣　左大臣

左右　内大臣

此のつくゑ十二てゝ　文　けりよりて

養和元年十二月十七日陽成院諸款王源氏為右大臣

御賀西屋一間三御衣机八前　置御膳　八

合名有黒漆螺鈿　源氏物語　院御賀事　延喜十六年儲

平敷御座　机五脚　紙　菱　御衣五脚　積　雜帛　各

五十疋　養和元年　四年　三月十七日於常寧殿有中宮御賀

帳臺東邊立三尺御厨子六基　衣草二合一基裏　御衣五具　冬五具

かぐらのぐつ　沉　花足　こぐ　花足　ぐ　花足　ぐ

嘉祥三年仁明天皇　五十四代　四十御賀御摔頭　臺

沉香山　以金為鶴　合御摔頭花

しろの屏風　今七月御　白太良女　左大將　定國　朝臣の

賀しけるときの　屏風　しろの屏風　部

[illegible]

ひとつの時　ぐつに　ぐ　御說　延喜十七

年三月音試樂吾郎麻子時未刻也樂行事奏議保
忠朝臣等卒樂人參着座

延喜六年十月十日御覽

奏三方歳樂次蘇合香次伊勢
小のすん所　一弦の琴執柄家摂関より伝て後堂
妻せを小政所とも云　第二弟左大臣
嫌退してく

延喜六年十月十日御覽

奏三方歳樂次蘇合香次伊勢
小のすん所　一弦の琴執柄家摂関より伝て後堂
妻せを小政所とも云　第二弟左大臣
嫌退してく

てを遊ぶ　席田モ伊津奴伎川モ美濃國ノ名也
平城京の七大寺
元興寺　推古天皇建立寺ト云　大安寺　薬師寺　天武天皇
西大寺　孝謙天皇　法隆寺　聖徳太子　伊香留寺ト云
延喜二年天子冠笄布四千段十三大寺より訊諷
を渡せり　冠笄　朱雀冠
西延暦極樂寺等有御諷誦　絶東大寺福木
安藥師延暦寺各五百端西大法隆東西極樂寺各
四百端奉為中宮皇后延命也
冠笄　行幸行啓の齢久

[illegible]

一崩天暦 第二代 帝 字二崩東三條陵 字廟 右大弁

同延喜六年 行 四十賀 同年七月 [illegible]

元 昭宣公 貞観 辛 六代 昭和 十七年 字賀 [illegible] 奏して 五十七 [illegible]

[illegible] 貞信公 延喜十九年 字 [illegible] 有りて 七十歳 [illegible]

[illegible] 例あれ 九 世の [illegible]

[illegible]

一 後 [illegible] 中 [illegible] 春 [illegible] の [illegible]

[illegible] 玄輝門の東掖 [illegible] 春宮 [illegible] 有り 同門の西 [illegible]

中 [illegible] 饗あり 元 [illegible] 月 [illegible] 大饗 [illegible] 西 [illegible]

云大納言 白大袴二領 中納言同色一領 参議 紅大袴

領 兆 参議四位 柳 色 谷 少袴一領 五位 細長一連

延喜中宮式云親王以下大納言以上各白袴衣

二領 中納言三位 参議 白袴衣一領 兆 参議三位

并四位 参議袴衣一領 五位各賜之

[illegible]

名字 臣等下 [illegible]

無生角 鵜形 雲形 鶴通夫 鷺通夫

細 石帯

むかし物作りし物をさせらるゝをかしこれあり
七大寺に寺ことに御誦経物功徳銭を施入せしめ
又延長(六十代醍醐)の年には六條院の御賀には八宗の僧に献り
て賑給のことあり是をしるすをさひて云う
まつりのこと　つゝひて初める
清涼殿に立御厨子置様　孝道記に拍子笙篥大笛
此第一ノ階無置物第二ノ階右ニ笛和ニ琵琶其ノ上笙
横笛第三階笙第四階和琴狛笛拍子等を
八目に置へし先鶏婁次ニ大鼓次ニ鉦鼓

御馬御覧のこと　延喜十六年三月七日

御賀ノ記ニ云左右近衛府御随身左右馬寮等ニ引御馬十
疋ヲ奉覧スとし　延長(六十代醍醐)二年正月廿五日自宇多ノ院
并(九十代)被ル奉若菜於朱雀院引出物御馬四十疋(自日華門入)(左右近衛ノ大将大臣)
退出近衛ニ騎ル之ヲ　次ニ召シ馬寮給フ之ヲ　内膳立奉ル若菜ヲ　大臣立ツ尤健　西面
御覧之ヲ　召ス馬頭等ヲ
今案延長の御賀には御馬廿疋は院より給はりし
せしことにて院には御やすみありて日華
よりは近衛より引出して御覧あつて馬寮の官人
おりて見たまへば院の御前へ召されて給はらせ
られたまひて右大臣のうへ近衛府の官人に下し是
まつり延喜十六年三月の御幸には御馬十疋

四裏ちうひ[illegible]御所[illegible]時[illegible]
うりて[illegible]
[illegible]の官人　[illegible]
[illegible]の遊御府　[illegible]の兵衛府　[illegible]府
[illegible]の百歳乎賀手見るとて　延記六年
[illegible]日十六年の御賀表に賀自恩万歳樂あり
御記みくら
[illegible]
へてぞんのとこ[illegible]
[illegible]
大石日記云義平[illegible]年十二月九日

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
義平日年三月九日奉法中[illegible]貞信公記　不[illegible]
[illegible]退出追給禄[illegible]手跡和琴等[illegible]万葉集入[illegible]二十
[illegible]今[illegible]義平日年の中[illegible]貞信公[illegible]時
[illegible]
[illegible]
出[illegible]
[illegible]集[illegible]
[illegible]
[illegible]

てづからのや

みすをとりもし　みすをとりもし　永日御供法
陰陽師ぞりかとてつくりたれの
学花物語より上東門院御
はつかし
けにあらうをとりもいとあれたりて
明石の浦三箇の時姫君を紫上にまうして
今年十七歳なるせのつをとりもいと三年也
夢幻なるはりつとく
むしのとみど　姫君明石浦にてはひる也

仏人　蓑の長し　りんすん　細流寺花の長
むしの世ものかなしあるかなしあるさるれてなりん
仏ろう　和朗律曰九十以上七歳以下雖有死罪
不可加刑　文選曰蕃々國発乃文兄
ちろさのさうぞく　御産の當日以下着白裝
東九夜政白裝束後尋常也九條右丞相の記云女
房等各着白裳袴唐衣　冷泉院御誕生
四位のとけぞつくまつりもの湯よりうちはらう
四位はとけうぶ湯よりまつりもの次よあびするをむしの湯
とうぶ石のようむしの湯をあびせもの　近代の年

六月一日宮居産男児村上天皇円侍奉仕を御湯大君前陽

七日の儀四ちもはうしゃ屋のうちのうちあり

延長元年七月廿日生産院誕生七日九所

ふ所ゝ円喜ちうせ流円ぞ年六月一日村上

院誕生七夜の日うぶ屋ゝみひも円喜ちうせ

ちうせ所の例ゝ日義の物い樣ゝすの小童盤六番

よ銀の笥馬頭盤着ル物とすゆうせう

ちうせ宇綜帰布碁手銭五十貫或ハ三千貫伝家ニ三ヒ基ヲ手ゝ

等色ゝあり美人の女の物者米ゝ人よよ

ゝてとゝ物ゝ所ゝ所ゝ一宮禍祿一宮

すどうて物ゝすゝ

産院のゝ西と物あはすゝすゝ日ちうゝ義人

ゝ所ちうゝ雑宮ちけゝ白ちうて

天暦の帝村上誕生の時又帝ちう七夜ゝ日ちうぶ

屋ゝすひゝゝ今ちうゝ又産院の西と物ひ

ゝ日ちうゝ冷泉の帝ちう日泉也一動ニちう雑

宮ちけ白ちうゝ義人卿すちう

あすぶ　ちうゝ物ゝ三歳ゝて月ゝ泉

けうすゝとゝ物ゝ所ゝ

この歌ゝ夢ゝちうゝ屋ゝすゝ山ゝ右乃ちう

兼平の帝寿一生産

ひぎり山のたかすり月のえとうとうしく
まねてとうとうしい山のこもれびよかられてその光る
ひろこで山をいびろさ海ようへとてちつれ母
よのうてみのうたはさうてこばゆ
善恵法人の本稱は寺夢とけかるとこた
ぐ山るる一仏とんかりとうるうへ浜ふと
つい梵語より複迷盧唐言妙高 四寶と
いて作ひろうとて如とつ地よ入る八万由旬
地をこうり八万由旬合て十六万由旬のこうるよ
てうとうこれ仏ひろ南ふよ列ひりは月い

山の半腹をめぐりて畫夜を廻とそこう明石の
道は夢い明石とは夢ふ明石の上
の山い山よりてい陸るに石のもとに如とい
有るつるどれた明石とをてうるへ一月の
光とい月を中夜い東よりはるかに明石の上
は姫宮より文を立て孫よ春宮をとうみ奉りぐさ陽
也山のもとは陸よりれとい入る色を過て常也
をもさぐうんるけ也いかの山徳をとんざるをこう
山をい唐さ海ようへ至てとい東夜はあり
山陸よつさ行ひて只海を掌よりにぎりのあぐさ

くてちつてにあるのうとい入たい般若のあるを梯さ
して生死の海をとをりて西方極楽の岸にい
たるべきなり　況當二世此願成就して
月初夜時夢に善恵仙人の夢を見ほ月
とをんをとりてすい善光仏一をよりをとをとり
ほ踏てのんれ迷せりとをも各々の死りもむ
所の成就せるすい生の利益是とをれるぞ
へてをををつぐ第に玄奘三蔵い渡天の前に
須弥海中にあると夢をみんと思息傳
ありて後に月とのむとをろい必貴をとうむと

もいり後い菩提心を発すとをも仏も杖を
く夢をりて喩へて法を授給へり
過現目果経曰至普光佛（燃燈之異名）出興千世爾時
善慧仙人於是普光如来讃曰善哉汝以是行
過僧祇劫當得成佛号曰釈迦牟尼乃至是時善慧
投佛出家自言世尊我非得此菩提涅槃一者夢
所大海二者夢孰須弥三者夢諸衆生入我身内
四者夢手執日月者夢手執月唯願世尊為我解
説普光答言夢此海者汝在生死大海之中夢孰
須弥者出於生死夢諸衆生入身内者為彼作帰

依処夢執旨者智光普照夢執月者清涼度生今
離熱悩此夢因緣是汝將来成佛之相善惠聞已
不勝踊躍（奈藏注何云云字略）周礼六夢中有正夢無凡雨之夜
無慶喜醉之時分明為正夢（細）
手
新島ヨ過去因果經ヲ見ル妙ニ（細同ニ云。今世ノ人ハ善悪因果經ヲ見ヤ）
円教ノ心ヲ弘ル中ニ
白象右脇ヘ入ト見ル夢ヲ
ヒトリテ云ル人ハ若女人夢ニ白象ヲ入ル右脇ニ
女形生子三界無極尊ヲ
經疏ニ以夢證之ヲ
（何佛）奉行集經ニ曰ク摩耶夫人
浄飯王ニ白夢波羅門

九月十六日
良源　慈恵僧正也近江浅井郡人母坐海中ニ向
天上ニ日光入懐中ニ夢ヲ
千觀　母夢ニ得蓮華一茎乃ヲ妊
相應　近江浅井郡人母夢ニ呑鉄ヲ　慈覚大師
ちゝ母ゝ
ものいさ
有德　なゝめ
ちゝ國守とのゝ
ものてゝ
ものゝ
うゝと

かゝりまうし

賽ハ報也 祈のかなひたる礼まうし

樂府ニ朝祈暮賽とあり

くらゐをゆづりて　天子を御子にゆづり給ふ中

宮を國母といふ　國母 名目集ノ上

みしのより十万億のくに　阿彌陀經ニ曰 従是西方

過ニ十万億佛土ヲ有リ世界名ヲ為ス極樂ト

みすこしきれ山のはなれて　洸濊帝は時去實と

僧都にかくしぬ事はそのほとたましひて官牒ハ書ー 牒状 微也

おく樹まさしくさして深山に入りてむなしき

小津國は為清とすまけさ都のちかしにまかせける

夜毎々みもをのりやつれゆふ

流轉三界中ハ恩愛不能斷棄恩入無為真實報恩

者けんと之仏子の孝として八釋尊も淨飯王の金棺

をかき目連も母の為に盂蘭盆をまうけしと云ふ

なし　報恩義

我身ハ變化のものと知りみして

化生せるとものすべし 但今の世に變化といふハ菩薩　却初にハ人も

の神力或定力により善悪の業を感じて劫初乃

形を現したるを變易生死といふ 布袋和尚ハ弥勒の

分身寒山十徳ハ文殊普賢の變化といふ類なし　无の玄

さばの狗れ屋よりてらこのひらんとをあび給
善導大師讃云誓到弥陀安養界還來穢國度人
天のんかり
かひをれ身をばくはなりみもせず仏りんん
阿蘭陀王子飢虎に身を施すんんえこ日本こ虎
みくれ熊狼と申こり
身を捨て山に入り被るれ熊のこりんるもあるを
仏の御弟子れさしれひごるこり北条をハ法どく
しこと申あこ申かこり狗鷲つきくの奥のまびひ
いこりこと久る　仏涅槃れ時三明六通の大羅

漢し拳身毛竪遍躰血現涙泣盈目生大苦悩と
大注ようこり　仏雖滅常在霊鷲山のんと弟
子等ようく別ようと云ども仏夜滅度如薪盡火
滅文の内ハ悲歎しなり
心緒　日本紀
名の言中のえあ山ようんさく伝
嶽れ鷲もゆれ奥山のふれんと人いたこりん
光祖の大臣いとかこくるごきんけしとれくて
ありい風をようけこりまこり祈ひくろ祈よ物のたひめりて
そのむこひよかく来ハるれこなど人のこふあこりと女子

はるかにつけて遠どおくてとて次々にとて次第に
あるべきもそうのおこりのはじめの家にまして
忠文民部卿は将門征伐の大将軍にて勧賞の
宣旨をうけ給はり清慎公実頼賞の疑りをとがめ
されとがされうけたまはりて右兵衛尉の疑りをとがめ
行はれ貴の疑りをとがめられ
今は丸殿はじめ清慎公の子孫
まして畏て冨家の勝契をもちて家に帰
つて後まぎれて高らかに十指の爪をもて甲
までまいて血のながるるまで泣恨
なりて悪霊と成りて祟をなすや清慎公の子孫
末世に成て小野宮も他家に傳りて見記名ばかり
小野の宮は佐理の九条右丞相のすえ河海より
宇合―百川―緒嗣―春継―枝良―忠文―忠節
贈中納言民部卿 衛門督参議正四位下 平将門追討大将軍
将門追討副将軍

尚書に太禹謨曰罪疑惟軽功疑惟重
六十一代朱雀院天慶三年正月蒙勅命誅忠文為大将軍然賞
不行因怒死其霊山城國宇治離宮神也離宮ハ

帝ノ行宮ヲ云元宇治都ノトキ（滝道御幸ヲ云）宇治若子ヲイヒ名ル也
此所ハ一ツニ忠文ヲ神ニ二ツリ名也
明石入道ガ文太臣ヲ清慎公ニ比ス民部卿忠文恩賞ト成
テ清慎公ノ子孫ヲ亡スニ比テ入道ニ家ノ継男子ナキトヲリ
明石入道ハ大臣の出世村上院の第二御子廣平親
王ハ民部卿元方卿の娘乃更衣の腹ニ生レ給ヒ第
冷泉院ハ后腹ニ生レ給ヒ
子ニ立テ東宮ニ立給フ民部卿是ヲ思ヒ
ヨリ出テ世ヒ死ヨセ給ヒ度給ヒ泉院ニ勅ニ
ヨリ世ヒテ世ヒ花山院ハ三条院ハ代ニ
ヨリ世ヒ花山院ハ俄ニ出給ヒ世ヒ
ヨリ世ヒ三条院ハ四月ニ出給ヒ
ヨリ世ヒ敦明ヲ子ヲ給ヒ出給ヒ
ヨリ世ヒ御子ヲ給ヒ
一條院ヲ記ヲ給ヒ冷泉院の出来ハ
くれヲ世給ヒ
給ヒ三条院ハ
後朱雀院ハ
まヲ世給ヒ
出来のヲ世給ヒ

来男ごとに池を堀て女の方へ引て女の孫を
猶引てうるはしき物語よりも明石の入道がすゑ云私
のちぐひなりとあれ仰のうらやましきれば此めでたき
ら長者に付給ひ元の物語作りそへ後
のよりはれど世のとりはいはしてよ今もかりそめ
るやうなるべきなり
ふる地の蘭よりそ孫すれてと
阿耶輸陀羅が少屋の園に種まきて侍りん必有為の縁り
奥入云雖有此説此説証據不知誰説頗凡俗事
歌云云

弄
仏初い寺の祇園精舎に猫の種ありけ
ん也
耶輸陀羅の腹に羅睺羅を生
しかと種まきてとて
いつを尼公の明んのよりとまりて行末たのもしく
猫地園とい義也
ゆつくりとうるはしくさあるよりそうるはしき
仏初物語の場とそ春秋乃又
仏法源氏の物あるよ宝
よろむろう
源氏
黄帝の御給ふ元興寺よりの御事

元とかく[illegible]て天皆天皇あそばしてこう
ほうごうの八十二代後鳥羽院の御ふうしゅ集
かどうのようひとてハあやまりくんすくしてくちおしく
おもえり　細　源氏の齢四十一にて鞠をたしなみ
てあそばさぬハ情なく上古よハ蹴鞠ハ
部類あるゆえ成通ハ年の来まで蹴て新懐を
六十七の年上鞠せしハ一時のうさ
初めこそもすれうらんよりくはらんど
鞠をたしなみハ人ありさあの年よりくんえれど
えようてかゆるしく

かうあるのひとすうこのうざうり　河　朗詠雅楽
題　朝倭日高冠頭拔　夜行沙弥履聲　竹
師云　コレハ七言ノ聯句ノ漢武帝柏梁臺ヲ作テ文士ヲ集メ
七言聯句ヲシ始ラ多リ朝倭トハ臣下ノ王宮ノ朝参スル
ニ寅時ヨリ出シ遠ユヘ日高テ内裏ノ参ルノ頭拔タリ
トハ歩行ニ動テノ夜行トハ朝ワガ家ヲ出テヨリ路次ノ
躰ノ履聲トハ車ヨリ下テカラノ事ノ
[illegible]ていてうれすうとてうりて　鞠よりうて
[illegible]てうん　資雅卿ハ懸の枝を腰よりして
けうゆみてうにハ花の枝をかとうくわうう

資雅卿ハ宇多源氏佐々木の野と云蹴鞠の家也
有雅卿の子之有雅ハ後鳥羽院二代に対の鞠ふくと
鞠の譜等成通卿ハ後ありさ房鳥羽院に資
雅折花美麗蹴鞠事有り一説
[illegible]
[illegible]
拾遺云物[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
て網をすかす紙[illegible]
[illegible]
人よぬさ成つる子ハ道雅朴よりも[illegible]
[illegible]
云

つぐりつるかしら
うるの物語ハ椿餅 李朴子云
[illegible]
[illegible]

鞠場すて用ひるのこ
四蘇の用物[illegible]

用心をつゝしむべし　中庸曰君子戒慎乎其所不睹恐懼乎其所不聞莫見乎隠莫顕乎微故君子慎其独也

深山木に移ぐさむしろなる

百 深山木に流れきてすむ翔る鳥あけがたのゝ声をきく

果てる翅鳥頭は白鳥の異名なり雄略天皇代廿二の時

美作国つま山にて人の手にかゝり桐女といふ人の婦あると

聞て年を行て鷲の羽をとりてかくしとりび

死に至る故にこまとしてこゝろゆきかはりやことに

ゆくて　中略

われ宮のうちに

みよしの原　養在深窓人未識　長恨歌

御垣原は大和吉野郡の名所也宮の

名にて桃と言ふ梅花とふ御垣の松をよみ給ふ歌

我の身やすの雪気とみよしの原のゆきさされ

けむるは柳まてへもとめてすめるそ

至徳記云く応徳七十二代白河　二年三月十六日中殿にて御会に

桜花歌

千歳まで咲てさかむ桜花みよし原にうつしうゑてし

是は内大臣師通の御垣のうち

御やかくりのみかくめりけるなり

[illegible]

つまこのかげをなん

[illegible]

[illegible]